

職員の任用、分限、懲戒等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

奈良県教育委員会規則第八号

職員の任用、分限、懲戒等の手続に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用、分限、懲戒等の手続に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「不服申立ては」を「審査請求は」に、「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に、「60日」を「3か月」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。